

考 査 項 目 一 覧 表

別紙－ 1 ①

(監督職員)

| 審査項目    | 細別                    | a   | b       | c          | d                               | e                                   |
|---------|-----------------------|---|---------|------------|---------------------------------|-------------------------------------|
|         |                       | 適切である   | ほぼ適切である | 他の評価に該当しない | やや不適切である                        | 不適切である                              |
| 1. 施工体制 | I. 施工体制一般             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施工体制一般について、監督職員からの指示事項の状況</li> <li>・ 施工体制台帳、施工体系図の整備及び現場への掲示状況</li> <li>・ 施工計画書の提出状況</li> <li>・ 施工計画書の内容と現場施工方法の状況</li> <li>・ 作業分担の範囲の明示状況</li> <li>・ 元請による下請の作業成果の確認状況</li> <li>・ 工事カルテの登録状況</li> <li>・ 建設業退職金共済制度の運用状況</li> <li>・ 工事規模に応じた人員、機械配置状況</li> <li>・ 緊急指示、災害、事故等が発生した場合の対応状況</li> <li>・ 会社として現場に対する支援体制状況</li> <li>・ 工場製作期間における技術者の配置状況</li> <li>・ 機械設備、電気設備等について、製作工場における社内検査体制状況</li> <li>・ その他</li> </ul>   |         |            | 施工体制一般に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。 | 施工体制一般に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。 |
|         | 細別                    | a   | b       | c          | d                               | e                                   |
|         |                       | 適切である   | ほぼ適切である | 他の評価に該当しない | やや不適切である                        | 不適切である                              |
|         | II. 配置技術者<br>(現場代理人等) | <p>【全体】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 配置技術者について、監督職員からの指示事項の状況</li> <li>・ 作業に必要な専門技術者の選任及び配置状況</li> <li>・ 作業に必要な作業主任者の選任及び配置状況</li> </ul> <p>【現場代理人】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現場代理人の工事全体の把握状況</li> <li>・ 設計図書と現場との相違があった場合の対応状況</li> <li>・ 監督職員への報告状況</li> </ul> <p>【監理（主任）技術者】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 共通仕様書及び諸基準に基づく書類の整備状況</li> <li>・ 契約書、設計図書、適用すべき諸基準等の理解等状況</li> <li>・ 施工上の課題となる条件（作業環境、気象、地質等）への対応状況</li> <li>・ 下請の施工体制及び施工状況の把握及び技術的な指導状況</li> <li>・ 監理（主任）技術者の技術的な判断状況</li> <li>・ その他</li> </ul> |         |            | 配置技術者に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。  | 配置技術者に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。  |

考 査 項 目 一 覧 表

別紙－ 1 ②

(監督職員)

| 審査項目    | 細別       | a  | b       | c          | d                             | e                                 |
|---------|----------|--|---------|------------|-------------------------------|-----------------------------------|
|         |          | 適切である  | ほぼ適切である | 他の評価に該当しない | やや不適切である                      | 不適切である                            |
| 2. 施工状況 | I. 施工管理  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施工管理について、監督職員からの指示事項の状況</li> <li>・ 施工計画書における設計図書及び現場条件の反映状況</li> <li>・ 現場条件の変化に対する対応状況</li> <li>・ 工事材料の保管状況</li> <li>・ 設計図書及び施工計画書に基づく日常の出来形管理状況</li> <li>・ 設計図書及び施工計画書に基づく日常の品質管理状況</li> <li>・ 現場内での整理整頓状況</li> <li>・ 指定材料の品質証明書及び写真等の整理状況</li> <li>・ 工事打合せ簿の整理状況</li> <li>・ 廃棄物の適正処理・建設副産物の再利用等への取り組み状況</li> <li>・ 工事全般における設計図書で規定する低騒音型、低振動型、排出ガス対策型等の建設機械及び車両の使用状況</li> <li>・ 段階確認及びその報告の状況</li> <li>・ その他</li> </ul> |         |            | 施工管理に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。 | 施工管理に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。 |
|         | 細別       | a  | b       | c          | d                             | e                                 |
|         |          | 適切である  | ほぼ適切である | 他の評価に該当しない | やや不適切である                      | 不適切である                            |
|         | II. 工程管理 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工程管理について、監督職員からの指示事項の状況</li> <li>・ 工程に与える要因を的確に把握した工程表の作成状況</li> <li>・ 実施工程表の作成及びフォローアップの状況</li> <li>・ 現場条件の変更への対応状況</li> <li>・ 時間制限や片側交互通行等の各種制約への対応状況</li> <li>・ 工事の進捗を早めるための取り組み状況</li> <li>・ 工程管理の状況</li> <li>・ 休日の確保の状況</li> <li>・ 計画工程以外の時間外作業の状況</li> <li>・ その他</li> </ul>   |         |            | 工程管理に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。 | 工程管理に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。 |

考 査 項 目 一 覧 表

別紙－ 1 ③

(監督職員)

| 審査項目 | 細別      | a   | b       | c          | d                             | e                                 |
|------|---------|---|---------|------------|-------------------------------|-----------------------------------|
|      |         | 適切である   | ほぼ適切である | 他の評価に該当しない | やや不適切である                      | 不適切である                            |
|      | Ⅲ. 安全対策 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 安全対策について、監督職員からの指示事項の状況</li> <li>・ 災害防止協議会等の実施状況</li> <li>・ 安全に関する研修・訓練等の実施状況</li> <li>・ 安全巡視、TBM、KY等の実施状況</li> <li>・ 当該工事の現場特性を反映した新規入場者教育の状況</li> <li>・ 使用機械、車両等の点検整備及び管理状況</li> <li>・ 工事期間を通じた労働災害及び公衆災害の発生状況</li> <li>・ 過積防止の取り組み状況</li> <li>・ 仮設工の点検及び管理状況</li> <li>・ 各種基準及び関係者間の協議に基づく保安施設等の設置及び管理状況</li> <li>・ 地下埋設物及び架空線等に関する事故防止対策の状況</li> <li>・ 各種安全パトロールの実施状況</li> <li>・ その他</li> </ul> |         |            | 安全対策に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。 | 安全対策に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。 |
|      | 細別      | a   | b       | c          | d                             | e                                 |
|      |         | 適切である   | ほぼ適切である | 他の評価に該当しない | やや不適切である                      | 不適切である                            |
|      | Ⅳ. 対外関係 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対外関係について、監督職員からの指示事項の状況</li> <li>・ 関係官公庁などとの調整状況</li> <li>・ 地元との調整状況</li> <li>・ 第三者からの苦情状況、もしくは、苦情に対する対応状況</li> <li>・ 関連工事との調整状況</li> <li>・ 工事看板などによる工事の目的及び内容の地域住民や通行者等への周知状況</li> <li>・ その他</li> </ul>   |         |            | 対外関係に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。 | 対外関係に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。 |

考 査 項 目 一 覧 表

別紙－ 1 ④

(監督職員)

| 審査項目                         | a  | b       | c          | d   | e                          |
|------------------------------|--|---------|------------|---|----------------------------|
|                              | 適切である  | ほぼ適切である | 他の評価に該当しない | やや不適切である                                  | 不適切である                     |
| 3. 出来形及び出来ばえ<br>I. 出来形       | 土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた測定基準に基づく出来形の測定状況及びそのばらつきの状況  |         |            | 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。 | 契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。 |
| 工 種                          | a  | b       | c          | d   | e                          |
|                              | 適切である  | ほぼ適切である | 他の評価に該当しない | やや不適切である                                  | 不適切である                     |
| 機械設備工事                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 据付に関する出来形管理図などの工夫状況</li> <li>・ 設備全般にわたる形状及び寸法の実測値の状況</li> <li>・ 施工管理基準の撮影記録の状況</li> <li>・ 設計図書で定められていない出来形管理項目についての監督職員との協議及び管理の状況</li> <li>・ 不可視部分の出来形の写真撮影の状況</li> <li>・ 塗装管理基準の塗膜厚管理状況</li> <li>・ 溶接管理基準の出来形管理状況</li> <li>・ 社内の管理基準に基づく管理状況</li> <li>・ 設計図書に定められている予備品の状況</li> <li>・ 分解整備における既設部品等の磨耗、損傷等についての記録状況</li> <li>・ その他</li> </ul>   |         |            | 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。 | 契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。 |
| 工 種                          | a  | b       | c          | d   | e                          |
|                              | 適切である  | ほぼ適切である | 他の評価に該当しない | やや不適切である                                  | 不適切である                     |
| 電気設備工事<br>通信設備工事・<br>受変電設備工事 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 据付に関する出来形管理図などの工夫の状況</li> <li>・ 機器等の測定（試験）結果の記録及び管理状況</li> <li>・ 不可視部分の出来形の写真撮影及び整理の状況</li> <li>・ 設計図書で定められていない出来形管理項目についての監督職員との協議及び管理の状況</li> <li>・ 設備全般にわたる形状及び寸法の実測値の状況</li> <li>・ 設備の据付及び固定の状況</li> <li>・ 設計図書又は承諾図に基づく配管及び配線の施工状況</li> <li>・ 測定機器のキャリブレーションの実施状況</li> <li>・ 行先などを表示した名札の取付状況</li> <li>・ 配管及び配線の支持間隔や絶縁抵抗等の状況</li> <li>・ 社内の管理基準に基づく管理状況</li> <li>・ その他</li> </ul> |         |            | 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。 | 契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。 |

考 査 項 目 一 覧 表

別紙－ 1 ⑤

(監督職員)

| 審査項目                   | a  | b   | c          | d  | e  |                            |
|------------------------|--|---|------------|--|--|----------------------------|
|                        | 適切である  | ほぼ適切である   | 他の評価に該当しない | やや不適切である                                   | 不適切である                                     |                            |
| 3. 出来形及び出来ばえ<br>II. 品質 | 土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた測定基準に基づく品質の試験結果状況及びそのばらつきの状況 |   |            | 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。 | 契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。                 |                            |
|                        | 工 種  | a   | b          | c  | d  | e                          |
|                        |  | 適切である   | ほぼ適切である    | 他の評価に該当しない                                 | やや不適切である                                   | 不適切である                     |
|                        | 機械設備工事   | <ul style="list-style-type: none"> <li>設計図書の仕様による材料及び部品の品質照合の書類等の状況</li> <li>承諾図書を満足する設備の機能及び性能の状況</li> <li>設計図書の仕様を踏まえた詳細設計の実施及び承諾図書の提出状況</li> <li>機器の品質、機能及び性能に関する成績書の整理状況</li> <li>溶接管理基準の品質管理の状況</li> <li>塗装管理基準の品質管理の状況</li> <li>操作制御設備について、操作スイッチや表示灯の配置状況</li> <li>操作制御設備の安全装置及び保護装置の機能の状況</li> <li>小配管、電気配線・配管の敷設の状況</li> <li>設備の取扱説明書の工夫の状況</li> <li>定期的な点検及び交換を必要とする部品並びに箇所について、完成図書（取扱説明書）への明示状況</li> <li>点検に配慮した機器の配置状況</li> <li>部品等の交換作業を容易にできるような設備の構造や機器の配置状況</li> <li>二次コンクリートの配合試験及び試験練りの実施及び試験成績表の整理状況</li> <li>バルブ類の平時の状態を示すラベルの表示の状況</li> <li>運転時の適用範囲を配慮した計器類の表示状況</li> <li>回転部や高温部等の危険箇所の表示又は防護の状況</li> <li>構造物の劣化状況の把握及び対策の実施状況</li> <li>現地状況を勘案した施工方法等についての取組状況</li> <li>その他</li> </ul> |            |  | 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。 | 契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。 |
|                        | 工 種  | a   | b          | c  | d  | e                          |
|                        |  | 適切である   | ほぼ適切である    | 他の評価に該当しない                                 | やや不適切である                                   | 不適切である                     |
|                        | 電気設備工事<br>通信設備工事・<br>受変電設備工事                         | <ul style="list-style-type: none"> <li>製作着手前の品質や性能の確保に係る技術検討の実施状況</li> <li>設計図書の仕様による材料、部品の品質証明書等の状況</li> <li>機器の品質、機能及び性能に関する成績書の整理状況</li> <li>操作スイッチや表示灯の配置状況</li> <li>ケーブル及び配管の接続などの作業に関する施工状況</li> <li>設備の機能及び性能の状況</li> <li>操作防御関係の機能及び性能の状況並びに必要な安全装置及び保護装置の状況</li> <li>設備の総合機能の状況</li> <li>現場条件によって機器（製品）の機能及び性能が確認できない場合における工場試験などの確認状況</li> <li>設備全体についての取扱説明書の作成状況</li> <li>定期的な点検及び交換を必要とする部品並びに箇所について、完成図書への明示状況</li> <li>設備の構造において、点検や消耗品の取替え作業を考慮した工夫の状況</li> <li>その他</li> </ul>  |            |  | 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。 | 契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。 |

考 査 項 目 一 覧 表

別紙－１⑥

(監督職員)

| 考査項目    | 細 別     | 工 夫 事 項   |
|---------|---------|---|
| 5. 創意工夫 | I. 創意工夫 | <p><b>【施工】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施工に伴う器具、工具、装置等に関する工夫又は設備据付後の試運転調整に関する工夫の状況</li> <li>・ コンクリート二次製品などの代替材の利用に関する工夫の状況</li> <li>・ 土工、地盤改良、橋梁架設、舗装、コンクリート打設等の施工に関する工夫の状況</li> <li>・ 部材並びに機材等の運搬及び吊り方式などの施工方法に関する工夫の状況</li> <li>・ 設備工事における加工や組立等又は電気工事における配線や配管等に関する工夫の状況</li> <li>・ 給排水工事や衛生設備工事等における配管又はポンプ類の凍結防止、配管のつなぎ等に関する工夫の状況</li> <li>・ 照明などの視界の確保に関する工夫の状況</li> <li>・ 仮排水、仮道路、迂回路等の計画的な施工に関する工夫の状況</li> <li>・ 運搬車両、施工機械等に関する工夫の状況</li> <li>・ 支保工、型枠工、足場工、仮橋、覆工板、山留め等の仮設工に関する工夫の状況</li> <li>・ 盛土の締固度、杭の施工高さ等の管理に関する工夫の状況</li> <li>・ 施工計画書の作成、写真の管理等に関する工夫の状況</li> <li>・ 出来形又は品質の計測、集計、管理図等に関する工夫の状況</li> <li>・ 施工管理ソフト、土量管理システム等の活用に関する工夫の状況</li> <li>・ ICT（情報通信技術）を活用した情報化施工を取り入れた工事の状況</li> <li>・ 特殊な工法や材料を用いた工事の状況</li> <li>・ 優れた技術力又は能力として評価する技術を用いた工事の状況</li> </ul> <p><b>【新技術活用】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ NETIS登録技術の採用を提案及び施工状況</li> </ul> <p><b>【品質】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 土工、設備、電気の品質向上に関する工夫の状況</li> <li>・ コンクリートの材料、打設、養生に関する工夫の状況</li> <li>・ 配筋、PCケーブル、コンクリート二次製品等の使用材料に関する工夫の状況</li> <li>・ 配筋、溶接作業等に関する工夫の状況</li> </ul> <p><b>【安全衛生】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建設業労働災害防止協定が定める指針に基づく安全衛生教育の実施状況</li> <li>・ 安全を確保するための仮設備等に関する工夫の状況（落下物、墜落・転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺り、足場等）</li> <li>・ 安全教育、技術向上講習会、安全パトロール等に関する工夫の状況</li> <li>・ 現場事務所、労務者宿舎等の空間及び設備等に関する工夫の状況</li> <li>・ 有毒ガス並びにガスの処理及び粉塵防止並びに作業中の換気等に関する工夫の状況</li> <li>・ 一般車両突入時の被害軽減方策又は一般交通の安全確保に関する工夫の状況</li> <li>・ 厳しい作業環境の改善に関する工夫の状況</li> <li>・ 環境保全に関する工夫の状況</li> </ul> <p><b>【その他】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 電子納品の試行の状況</li> <li>・ その他</li> </ul> |

考 査 項 目 一 覧 表

別紙－２①

(主管係長)

| 審査項目    | 細 別     | a  | b       | c          | d                                 | e  |
|---------|---------|--|---------|------------|-----------------------------------|--|
|         |         | 優れている  | やや優れている | 他の評価に該当しない | やや不適切である                          | 不適切である                                     |
| 2. 施工状況 | Ⅱ. 工程管理 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・隣接する他の工事などとの工程調整の取組状況</li> <li>・地元及び関係機関との調整の取組状況</li> <li>・休日や夜間工事の回避等の状況</li> <li>・工程管理に係る取組状況</li> <li>・災害復旧工事など特に工期的な制約がある場合における取組状況</li> <li>・工事施工箇所が広範囲に点在している場合における工程管理の状況</li> <li>・工事の進捗を早めるための取組状況</li> <li>・計画工程以外の時間外作業を回避するための取組状況</li> <li>・その他</li> </ul>   |         |            | 自主的な工程管理がなされず、監督職員が文書による改善指示を行った。 | 受注者の責により工期内に工事等を完成させなかった。(但し、改善指示による場合を除く) |
|         | 細 別     | a  | b       | c          | d                                 | e  |
|         |         | 優れている  | やや優れている | 他の評価に該当しない | やや不適切である                          | 不適切である                                     |
|         | Ⅲ. 安全対策 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・建設労働災害及び公衆災害の防止に向けた取組状況</li> <li>・安全衛生を確保するための管理体制の状況</li> <li>・安全衛生を確保するための活動の状況</li> <li>・安全対策に関する技術開発や創意工夫の取組状況</li> <li>・安全協議会での活動の状況</li> <li>・安全対策に係る取組に対する地域からの評価の状況</li> <li>・設計図書に基づいた安全に関する研修・訓練等の実施状況</li> <li>・当該工事の現場特性を反映した新規入場者教育の状況</li> <li>・過積防止の取組状況</li> <li>・使用機械、車両等の点検整備及び管理状況</li> <li>・その他</li> </ul> |         |            | 安全管理に関する現場管理または防災体制が不適切であった。      | 安全対策の不備により重大な災害等を受けた。                      |

考 査 項 目 一 覧 表

別紙－２②

(主管係長)

| 考査項目    | 細 別          | 評価対象項目  | 【事例】具体的な施行条件等への対応事例   |
|---------|--------------|---|---|
| 4. 工事特性 | I. 施工条件等への対応 | I 構造物の特殊性への対応<br>1. 対象構造物の高さ、延長、施工（断）面積、施工深度等の規模が特殊な工事<br>2. 対象構造物の形状が複雑であることなどから、施工条件が特に変化する工事<br>3. その他   | (1. について)<br>切土の土工量：20万㎡以上、盛土の土工量：15万㎡以上、護岸・築堤の平均高さ：10m以上、トンネル(シールド)の直径：8m以上、ダム用水門の設計水深：25m以上、樋門又は樋管の内空断面積：15㎡以上、揚排水機場の吐出管径：2,000mm以上、堰又は水門の最大径間長：25m以上、堰又は水門の径間数：3径間以上、堰又は水門の扉体面積：50㎡/門以上、トンネル(開削工法)の開削深さ：20m以上、トンネル(NATM)の内空平均面積：100㎡以上、トンネル(沈埋工法)の内空平均面積：300㎡以上、海岸堤防、護岸、突堤又は離岸堤の水深：10m以上、地滑り防止工：幅100m以上かつ法長150m以上、浚渫工の浚渫土量：100万m <sup>3</sup> 以上、流路工の計画高水流量：500m <sup>3</sup> /s以上、砂防ダムの堤高：15m以上、ダムの堤高：150m以上、転流トンネルの流下能力：400m <sup>3</sup> /s以上、橋梁下部工の高さ：30m以上、橋梁上部工の最大支間長：100m以上<br>(2. について)<br>・砂防工事などにおいて、現地合わせに基づいて再設計が必要な工事<br>・鉄道に隣接した橋脚の耐震補強工事又は河道内の流水部における橋脚の撤去工事<br>・供用中の道路トンネルの拡幅工事<br>(3. について)<br>・その他、構造物固有の難しさへの対応が特に必要な工事<br>・その他、技術固有の難しさへの対応が必要である工事<br>・地山強度が低い又は土被りが薄いため、FEM解析などによる検討が必要な工事 |
|         |              | II 都市部等の作業環境、社会条件等への対応<br>4. 地盤の変形、近接構造物、地中埋没物への影響に配慮する工事<br>5. 周辺環境条件により、作業条件、工程等に大きな影響を受ける工事<br>6. 周辺住民等に対する騒音・振動を特に配慮する工事<br>7. 現道上での交通規制に大きく影響する工事<br>8. 緊急時に対応が特に必要な工事<br>9. 施工箇所が広範囲にわたる工事<br>10. その他 | (4. について)<br>・供用中の鉄道又は道路と交差する橋梁などの工事<br>・市街地等の家屋密集地での、鉄道又は道路をアンダーパスする工事<br>・監視などの結果に基づき、工法の変更を行った工事<br>(5. について)<br>・ガス管、水道管、電話線等の支障物件の移設について、施工工程の管理に特に注意を要した工事<br>・地元調整や環境対策などの制約が特に多い工事<br>・その他各種制約があり、施工に特に厳しい制限を設けた工事<br>(6. について)<br>・市街地での夜間工事<br>・D I D地区での工事<br>(7. について)<br>・日交通量が概ね1万台以上の道路で片側交互通行の交通規制をした工事<br>・供用している自動車専用道路等の路上工事で、交通規制が必要な工事<br>・工事期間中の大半にわたって、交通開放を行うため規制標識の設置撤去を日々行った工事<br>(8. について)<br>・緊急時の作業があり、その作業の全てに対応した工事<br>(9. について)<br>・作業現場が広範囲に分布している工事<br>(10. について)<br>・施工ヤードの広さや高さ制限があり、機械の使用など施工に制約を受けた工事<br>・その他、周辺環境又は社会条件への対応が特に必要な工事  |
|         |              | III 厳しい自然・地盤条件への対応<br>11. 特殊な地盤条件への対応が必要な工事<br>12. 雨・雪・風・気温・波浪等の自然条件の影響が大きな工事<br>13. 急峻な地形及び土石流危険渓流内での工事<br>14. 動植物等の自然環境の保全に特に配慮しなければならない工事<br>15. その他   | (11. について)<br>・河川内の橋脚工事において地下水位が高く、ウエルポイント工法などによる排水や大規模な山留めなどが必要な工事<br>・支持地盤の形状が複雑なため、深礎杭基礎毎に地質調査を実施するなど支持地盤を確認しながら再設計した工事<br>・施工不可能日が多いことから、施工機械の稼働率や台数などを的確に把握する必要が生じた工事<br>(12. について)<br>・海岸又は河川区域内のため、設計書で計上する以上に波浪等の影響で不稼働日が多く、主に作業船や台船を使用する工事<br>・潜水夫を多用した工事又は波浪や水位変動が大きいため作業構台等を設置した工事<br>(13. について)<br>・急峻な地形のため、作業構台や作業床の設置が制限される工事、もしくは、命綱を使用する必要があった工事（法面工は除く）<br>・斜面上又は急峻な地形直下での工事のため、工事に伴う地滑り防止対策等の安全対策を必要とした工事<br>・土石流危険渓流に指定された区域内における工事<br>(14. について)<br>・イヌワシ等の猛禽類などの貴重な動植物への配慮のため、工程や施工方法に制約を受けた工事<br>(15. について)<br>・その他、自然条件又は地盤条件への対応が必要であった工事<br>・その他、災害等における臨機の措置のうち特に評価すべき事項が認められる工事   |
|         |              | IV 長期工事における安全確保への対応<br>16. 12ヶ月を超える工期で、事故がなく完成した工事（全面一時中止期間は除く）<br>※但し、文書注意に至らない事故は除く。<br>17. その他   |   |



考 査 項 目 一 覧 表

別紙－２③

(主管係長)

| 考査項目    | 細 別        | a  | a´       | b       | b´       | c          |
|---------|------------|--|----------|---------|----------|------------|
|         |            | 優れている  | bより優れている | やや優れている | cより優れている | 他の評価に該当しない |
| 6. 社会性等 | I. 地域への貢献等 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 周辺環境への配慮に対する取組状況</li> <li>・ 現場事務所や作業現場について、周辺地域との調和の取組状況</li> <li>・ 定期的な広報紙の配布や現場見学会等の実施等、地域とのコミュニケーションの状況</li> <li>・ 道路清掃などの実施状況</li> <li>・ 地域が主催するイベントへの参加状況</li> <li>・ 災害時などにおける協力状況</li> <li>・ その他</li> </ul> |          |         |          |            |

考 査 項 目 一 覧 表

別紙－２④

(主管係長)

| 考査項目  | 法令遵守等の該当項目一覧表  |         |     |                |        |                       |        |                       |        |                       |        |         |       |         |       |  |       |        |     |  |
|---|--|---------|-----|----------------|--------|-----------------------|--------|-----------------------|--------|-----------------------|--------|---------|-------|---------|-------|--|-------|--------|-----|--|
| 7. 法令遵守等  | <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="638 394 1828 436">措 置 内 容</th> <th data-bbox="1828 394 2175 436">点 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="638 436 1828 478">1. 指名停止 3 ヶ月以上</td> <td data-bbox="1828 436 2175 478">－ 20 点</td> </tr> <tr> <td data-bbox="638 478 1828 520">2. 指名停止 2 ヶ月以上 3 ヶ月未満</td> <td data-bbox="1828 478 2175 520">－ 15 点</td> </tr> <tr> <td data-bbox="638 520 1828 562">3. 指名停止 1 ヶ月以上 2 ヶ月未満</td> <td data-bbox="1828 520 2175 562">－ 13 点</td> </tr> <tr> <td data-bbox="638 562 1828 604">4. 指名停止 2 週間以上 1 ヶ月未満</td> <td data-bbox="1828 562 2175 604">－ 10 点</td> </tr> <tr> <td data-bbox="638 604 1828 646">5. 文書注意</td> <td data-bbox="1828 604 2175 646">－ 8 点</td> </tr> <tr> <td data-bbox="638 646 1828 688">6. 口頭注意</td> <td data-bbox="1828 646 2175 688">－ 5 点</td> </tr> <tr> <td data-bbox="638 688 1828 856">7. 工事関係者事故または公衆災害が発生したが、当該事故に関わる安全管理の措置の不適切な程度が軽微なため、口頭注意以上の処分が行われなかった場合</td> <td data-bbox="1828 688 2175 856">－ 3 点</td> </tr> <tr> <td data-bbox="638 856 1828 898">8. その他</td> <td data-bbox="1828 856 2175 898">－ 点</td> </tr> </tbody> </table> | 措 置 内 容 | 点 数 | 1. 指名停止 3 ヶ月以上 | － 20 点 | 2. 指名停止 2 ヶ月以上 3 ヶ月未満 | － 15 点 | 3. 指名停止 1 ヶ月以上 2 ヶ月未満 | － 13 点 | 4. 指名停止 2 週間以上 1 ヶ月未満 | － 10 点 | 5. 文書注意 | － 8 点 | 6. 口頭注意 | － 5 点 | 7. 工事関係者事故または公衆災害が発生したが、当該事故に関わる安全管理の措置の不適切な程度が軽微なため、口頭注意以上の処分が行われなかった場合 | － 3 点 | 8. その他 | － 点 |  |
| 措 置 内 容   | 点 数  |         |     |                |        |                       |        |                       |        |                       |        |         |       |         |       |  |       |        |     |  |
| 1. 指名停止 3 ヶ月以上  | － 20 点   |         |     |                |        |                       |        |                       |        |                       |        |         |       |         |       |  |       |        |     |  |
| 2. 指名停止 2 ヶ月以上 3 ヶ月未満   | － 15 点   |         |     |                |        |                       |        |                       |        |                       |        |         |       |         |       |  |       |        |     |  |
| 3. 指名停止 1 ヶ月以上 2 ヶ月未満   | － 13 点   |         |     |                |        |                       |        |                       |        |                       |        |         |       |         |       |  |       |        |     |  |
| 4. 指名停止 2 週間以上 1 ヶ月未満   | － 10 点   |         |     |                |        |                       |        |                       |        |                       |        |         |       |         |       |  |       |        |     |  |
| 5. 文書注意   | － 8 点  |         |     |                |        |                       |        |                       |        |                       |        |         |       |         |       |  |       |        |     |  |
| 6. 口頭注意   | － 5 点  |         |     |                |        |                       |        |                       |        |                       |        |         |       |         |       |  |       |        |     |  |
| 7. 工事関係者事故または公衆災害が発生したが、当該事故に関わる安全管理の措置の不適切な程度が軽微なため、口頭注意以上の処分が行われなかった場合  | － 3 点  |         |     |                |        |                       |        |                       |        |                       |        |         |       |         |       |  |       |        |     |  |
| 8. その他  | － 点  |         |     |                |        |                       |        |                       |        |                       |        |         |       |         |       |  |       |        |     |  |
| <p>① 本評価項目（7. 法令遵守等）で評価する事例は、施工にあたって工事関係者が下記の適応事例で上表の措置があった場合に適用する。</p> <p>② 「施工」とは、請負契約書の記載内容（工事名、工期、施工場所等）を履行することに限定する。</p> <p>③ 「工事関係者」とは、当該工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、受注会社の現場従事職員及び当該工事にあたって下請契約し、それを履行するために従事する者に限定する。</p> <p>④ 総合評価競争入札における技術提案等の提案項目が、受注者の責により履行されなかった場合は、落札時の加算点との差に応じて、8. その他の項目で減ずる措置を行う。</p> <p>【上記で評価する場合の適応事例】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 入札前に提出した調査資料などにおいて、虚偽の事実が判明した。</li> <li>2. 承諾なしに権利又は義務を第三者に譲渡又は承継した。</li> <li>3. 使用人に関する労働条件に問題があり送検された。</li> <li>4. 産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等の関係法令に違反する事実が判明した。</li> <li>5. 当該工事関係者が贈収賄などにより逮捕又は公訴された。</li> <li>6. 一括下請や技術者の専任違反等の建設業法に違反する事実が判明した。</li> <li>7. 入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検された。</li> <li>8. 労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。</li> <li>9. 監督又は検査の実施を、不当な圧力をかけるなどにより妨げた。</li> <li>10. 下請代金を期日以内に支払っていない、不当に下請代金の額を減じているなど下請代金支払遅延等防止法第4条に規定する親事業者の遵守事項に違反する行為がある。</li> <li>11. 過積載等の道路交通法違反により、逮捕又は送検された。</li> <li>12. 受注企業の社員に「指定暴力団」又は「指定暴力団の傘下組織（団体）」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等の暴力団関係者がいることが判明した。</li> <li>13. 下請に暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第9条に記されている砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、土木作業員やガードマンの受け入れ、土木作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。</li> <li>14. 安全管理が不適切であったことから死傷者を生じさせた工事関係者事故又は重大な損害を与えた公衆損害事故を起こした。</li> <li>15. 工事関係車両、建設機械等で不正軽油を使用したことが判明し、地方税法違反で処分された。</li> <li>16. 引き渡し後に事故等が発生し、受注者の責による重大な瑕疵が判明した。</li> <li>17. 受注者の責により工期内に工事を完成出来なかった。</li> <li>18. その他</li> </ol> |  |         |     |                |        |                       |        |                       |        |                       |        |         |       |         |       |  |       |        |     |  |

考 査 項 目 一 覧 表

別紙－3①

(検査職員)

| 考査項目    | 細別      | a   | b       | c          | d                                    | e  |
|---------|---------|---|---------|------------|--------------------------------------|--|
|         |         | 優れている   | やや優れている | 他の評価に該当しない | やや不適切である                             | 不適切である                                   |
| 2. 施工状況 | I. 施工管理 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 契約書第18条第1項第1号から5号に基づく設計図書の照査の状況</li> <li>・ 施工計画書の提出時期及びその内容の状況</li> <li>・ 工事期間を通じた施工計画書の記載内容と現場施工方法の状況</li> <li>・ 現場条件又は計画内容に変更が生じた場合の変更計画書の提出状況</li> <li>・ 工事材料の保管状況</li> <li>・ 立会確認の手続きの状況</li> <li>・ 廃棄物の適正処理・建設副産物の再利用等への取り組み状況</li> <li>・ 施工体制台帳及び施工体系図の整備及び現場への掲示状況</li> <li>・ 建設業退職金共済制度の運用状況</li> <li>・ 工事の関係書類の整理状況</li> <li>・ 社内の管理基準等の作成及び管理状況</li> <li>・ 社内検査体制の確立及び実施状況</li> <li>・ その他</li> </ul> |         |            | <p>施工管理に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。</p> | <p>施工管理に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。</p> |

考 査 項 目 一 覧 表

別紙－3②

(検査職員)

| 検査項目                         | a   | a'       | b       | b'       | c          | d        | e      |
|------------------------------|---|----------|---------|----------|------------|----------|--------|
|                              | 優れている   | bより優れている | やや優れている | cより優れている | 他の評価に該当しない | やや不適切である | 不適切である |
| 3. 出来形及び出来ばえ<br>I. 出来形       | 土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた測定基準に基づく出来形の測定状況及びそのばらつきの状況並びに出来形管理に関する整理等の状況<br><br>・ 出来形管理図及び出来形管理表の工夫の状況<br>・ 社内の管理基準に基づく管理状況<br>・ 不可視部分の出来形の写真整理状況<br>・ 写真管理基準に基づく管理状況<br>・ 出来形管理基準が定められていない工種における監督職員との協議及び管理状況<br>・ その他   |          |         |          |            |          |        |
| 工種                           | a   | a'       | b       | b'       | c          | d        | e      |
|                              | 優れている   | bより優れている | やや優れている | cより優れている | 他の評価に該当しない | やや不適切である | 不適切である |
| 機械設備工事                       | ・ 据付に関する出来形管理図などの工夫の状況<br>・ 設備全般にわたる形状及び寸法の実測値の状況<br>・ 施工管理基準の撮影記録の状況<br>・ 設計図書で定められていない出来形管理項目についての監督職員と協議及び管理の状況<br>・ 不可視部分の出来形における写真撮影の状況<br>・ 塗装管理基準の塗膜厚管理状況<br>・ 溶接管理基準の出来形管理状況<br>・ 社内の管理基準に基づく管理の管理状況<br>・ 設計図書に定められている予備品の状況<br>・ 分解整備における既設部品等の摩耗、損傷等についての記録状況<br>・ その他                    |          |         |          |            |          |        |
| 工種                           | a   | a'       | b       | b'       | c          | d        | e      |
|                              | 優れている   | bより優れている | やや優れている | cより優れている | 他の評価に該当しない | やや不適切である | 不適切である |
| 電気設備工事<br>通信設備工事・<br>受変電設備工事 | ・ 据付に関する出来形管理図などの工夫の状況<br>・ 機器等の測定（試験）結果の記録及び管理状況<br>・ 写真管理基準の管理状況<br>・ 不可視部分の出来形における写真撮影の状況<br>・ 設計図書で定められていない出来形管理項目についての監督職員との協議及び管理の状況<br>・ 設備全般にわたる形状及び寸法の実測値の状況<br>・ 設備の据付及び固定の状況<br>・ 設計図書又は承諾図に基づく配管及び配線の施工状況<br>・ 行先などを表示した名札の取付状況<br>・ 配管及び配線の支持間隔や絶縁抵抗等の状況<br>・ 社内の管理基準に基づく管理状況<br>・ その他 |          |         |          |            |          |        |

考 査 項 目 一 覧 表

別紙-3③

(検査職員)

| 考査項目                   | 工種                   | a  | a'       | b       | b'       | c          | d  | e                                       |
|------------------------|----------------------|--|----------|---------|----------|------------|--|---|
|                        |                      | 優れている  | bより優れている | やや優れている | cより優れている | 他の評価に該当しない | やや不適切である                                     | 不適切である                                  |
| 3. 出来形及び出来ばえ<br>II. 品質 | コンクリート<br>構造物工事      | 土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた測定基準に基づく品質の試験結果状況及びそのばらつきの状況並びに品質管理に関する施工等の状況<br><br>・コンクリートの配合試験及び試験練りの状況とコンクリートの品質（強度・w/c・最大骨材粒径・塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等）の状況<br>・コンクリート受け入れ時の試験の実施状況と温度、スランプ、空気量等の測定結果の状況<br>・圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体の状況<br>・施工条件及び気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ、締固め方法の状況（寒中及び暑中コンクリート等を含む）<br>・コンクリートの圧縮強度の管理状況及び型枠及び支保工の取り外し時における強度の管理状況<br>・コンクリートの打設前の打継ぎ目処理の状況<br>・鉄筋の品質証明関係書類の整理状況<br>・コンクリート打設までの鉄筋の管理状況<br>・鉄筋の組立及び加工の状況<br>・圧接作業における作業員の技量確認状況<br>・コンクリートの養生状況<br>・スパーサーの品質及び個数の状況<br>・有害なクラックの有無<br>・その他 |          |         |          |            | 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。 | 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。 |
|                        | 工種                   | a  | a'       | b       | b'       | c          | d  | e                                       |
|                        |                      | 優れている  | bより優れている | やや優れている | cより優れている | 他の評価に該当しない | やや不適切である                                     | 不適切である                                  |
|                        | 土工事<br>(切土、盛土、堤防等工事) | 土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた測定基準に基づく品質の試験結果状況及びそのばらつきの状況並びに品質管理に関する施工等の状況<br><br>・雨水による崩壊が起こらないような排水対策の状況<br>・段切りの施工状況<br>・置換えのための掘削を行う際の掘削面以下を乱さないような施工の状況<br>・締固めの施工の状況<br>・一層あたりのまき出し厚の管理状況<br>・芝付け及び種子吹付の施工の状況<br>・構造物周辺の締固めの施工の状況<br>・土羽土の土質の状況<br>・CBR試験などの品質管理に必要な試験の実施状況<br>・法面に有害なクラックや損傷の有無<br>・伐開除根作業の状況<br>・その他  |          |         |          |            | 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。 | 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。 |

考 査 項 目 一 覧 表

別紙－3④

(検査職員)

| 考査項目                   | 工種         | a  | a'       | b       | b'       | c          | d  | e                                       |
|------------------------|------------|--|----------|---------|----------|------------|--|---|
|                        |            | 優れている  | bより優れている | やや優れている | cより優れている | 他の評価に該当しない | やや不適切である                                     | 不適切である                                  |
| 3. 出来形及び出来ばえ<br>II. 品質 | 護岸・根固・水制工事 | 土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた測定基準に基づく品質の試験結果状況及びそのばらつきの状況並びに品質管理に関する施工等の状況<br><br><ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施工基面の仕上げの状況</li> <li>・ 裏込材、胴込めコンクリートの締固めの状況</li> <li>・ 緑化ブロック、石積（張）、法枠、かごマット等における材料のかみ合わせ、連結、裏込材の施工状況</li> <li>・ 石積（張）工における、石の大きさ及び重さの状況</li> <li>・ 護岸工の端部や曲線部の処理、必要な強度及び水密性の状況</li> <li>・ 遮水シートの重ね合わせ及び端部処理の状況</li> <li>・ 植生工における植生の種類、品質、配合及び養生の状況</li> <li>・ 根固工、水制工、沈床工、捨石工等における材料の連結及びかみ合わせの状況</li> <li>・ 指定材料の品質証明関係書類の整備状況</li> <li>・ 基礎工における床堀の状況</li> <li>・ コンクリートブロック等の設置の状況</li> <li>・ 床堀箇所の湧水及び滞水等の処理の状況</li> <li>・ 埋戻し材料の状況</li> <li>・ 有害なクラックの有無</li> <li>・ その他</li> </ul> |          |         |          |            | 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。 | 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。 |

考 査 項 目 一 覧 表

別紙－3⑤

(検査職員)

| 考査項目                   | 工種                             | a  | a'       | b       | b'       | c          | d  | e                                       |
|------------------------|--------------------------------|--|----------|---------|----------|------------|--|---|
|                        |                                | 優れている  | bより優れている | やや優れている | cより優れている | 他の評価に該当しない | やや不適切である                                     | 不適切である                                  |
| 3. 出来形及び出来ばえ<br>II. 品質 | 橋梁工事<br>(RC床版工事はコンクリート構造物に準ずる) | 土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた測定基準に基づく品質の試験結果状況及びそのばらつきの状況並びに品質管理に関する施工等の状況<br><br><b>【工場製作関係】</b><br>・鋼材の種別についての品質証明関係書類又は現物との照合の状況<br>・溶接作業における作業員の技量確認の状況<br>・溶接作業における溶接材料の使用区分の状況<br>・溶接施工に係る施工計画書の提出状況<br>・孔空けによって生じたまくれの処理状況<br>・欠陥部の発生の有無の状況<br>・塗装作業における塗装面の施工状況<br>・素地調整を行う場合の第1種ケレン後の金属前処理塗装の実施状況<br>・塗料の空缶の管理状況<br>・塗料の品質管理状況（出荷証明書、塗料成績表により、製造年月日・ロット番号・色彩・数量等の確認）<br>・その他<br><br><b>【架設関係】</b><br>・ボルトの締付確認の実施状況及び記録の保管の状況<br>・ボルトの締付機及び測定機器のキャリブレーションの実施状況<br>・高力ボルトの締め付け順序の状況<br>・高力ボルトの品質証明関係書類の整理状況<br>・支承の据付におけるコンクリート面のチップング及び仕上げ面の水切勾配の状況<br>・架設にあたり部材の応力と変形等の検討の状況<br>・架設に用いる仮設備及び架設用機材についての品質、性能等の状況<br>・現場塗装部のケレン及び塗膜厚管理の状況<br>・現場塗装における温度、湿度、風速等の確認の状況<br>・その他 |          |         |          |            | 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。 | 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。 |

考 査 項 目 一 覧 表

別紙－3⑥

(検査職員)

| 考查項目                   | 工種                              | a  | a'       | b       | b'       | c          | d  | e                                       |
|------------------------|---------------------------------|--|----------|---------|----------|------------|--|---|
|                        |                                 | 優れている  | bより優れている | やや優れている | cより優れている | 他の評価に該当しない | やや不適切である                                     | 不適切である                                  |
| 3. 出来形及び出来ばえ<br>II. 品質 | 砂防構造物工事及び地すべり防止工事<br>(集水井工事を含む) | 土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた測定基準に基づく品質の試験結果状況及びそのばらつきの状況並びに品質管理に関する施工等の状況<br><br><b>【共通】</b><br>・コンクリートの配合試験及び試験練りの状況とコンクリートの品質（強度・w/c・最大骨材粒径・塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等）の状況<br>・コンクリート受け入れ時の試験の実施状況と温度、スランプ、空気量等の測定結果の状況<br>・圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体の状況<br>・施工条件及び気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ、締固め方法の状況（寒中及び暑中コンクリート等を含む）<br>・コンクリートの圧縮強度の管理状況及び型枠及び支保工の取り外し時における強度の管理状況<br>・地山との取り合わせの施工状況<br>・鉄筋及び鋼材の品質証明関係書類の整理状況<br>・有害なクラックの有無<br>・その他<br><br><b>【砂防構造物工事に適用】</b><br>・コンクリート打設までの鉄筋の管理状況<br>・鉄筋の組立及び加工の状況<br>・施工基面の仕上げの状況<br>・アンカーの施工状況<br>・ボルトの締付確認の実施状況及び記録の保管の状況<br>・ボルトの締付機及び測定機器のキャリブレーションの実施状況<br>・その他<br><br><b>【地すべり対策工事（抑止杭・集水井工事を含む）】</b><br>・アンカーの施工状況<br>・ライナープレートの組み立てにおける偏心と歪みへの配慮の状況<br>・ライナープレートの施工の状況（地山との隙間）<br>・集・排水ボーリング工の方向及び角度についての施工上の配慮の有無<br>・その他 |          |         |          |            | 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。 | 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。 |



考 査 項 目 一 覧 表

別紙－3⑦

(検査職員)

| 考査項目                   | 工種   | a  | a'       | b       | b'       | c          | d  | e                                       |
|------------------------|------|--|----------|---------|----------|------------|--|---|
|                        |      | 優れている  | bより優れている | やや優れている | cより優れている | 他の評価に該当しない | やや不適切である                                     | 不適切である                                  |
| 3. 出来形及び出来ばえ<br>II. 品質 | 舗装工事 | <p>土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた測定基準に基づく品質の試験結果状況及びそのばらつきの状況並びに品質管理に関する施工等の状況</p> <p><b>【路床・路盤工関係】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設計図書に定められた試験方法によるCBR値の測定の状況</li> <li>・路床及び路盤工のプルフローリングの実施状況</li> <li>・路床及び路盤工の密度管理の状況</li> <li>・路盤の安定処理の施工状況</li> <li>・路盤の施工に先立つ路床面、下層路盤面の浮き石及び有害物の除去の状況</li> <li>・路床盛土における各層（一層の仕上がり厚20cm以下）ごとの締固めの状況</li> <li>・路床盛土における構造物の隣接箇所や狭い箇所の締固めの状況</li> <li>・その他</li> </ul> <p><b>【アスファルト舗装工関係】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・配合設計及び試験練りの結果又は事前審査制度の証明書類によるアスファルト混合物の品質の確認状況</li> <li>・舗装工の施工にあたり、上層路盤面の浮き石などの有害物の除去の状況</li> <li>・プラント出荷時、現場到着時、舗設時等におけるアスファルト混合物の温度管理の記録の状況</li> <li>・舗設後の交通開放時における状況</li> <li>・各層の継ぎ目の位置の状況</li> <li>・縦継目及び横継目の位置、構造物との接合面の処理等の状況</li> <li>・アスファルト混合物の運搬及び舗設における気象条件の配慮の状況</li> <li>・密度管理の状況</li> <li>・乳剤（プライムコート、タックコート）の塗布量の状況</li> <li>・その他</li> </ul> <p><b>【コンクリート舗装工関係】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コンクリートの配合試験及び試験練りの状況とコンクリートの品質（強度・w/c・最大骨材粒径・塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等）の状況</li> <li>・舗装工の施工に先立つ上層路盤面の浮き石などの有害物の除去の状況</li> <li>・コンクリート受け入れ時の試験の実施状況と温度、スランプ、空気量等の測定結果の状況</li> <li>・圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体の状況</li> <li>・施工条件及び気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ、締固め方法の状況（寒中及び暑中コンクリート等を含む）</li> <li>・材料が分離しないようなコンクリートの敷均しの状況</li> <li>・チェアー及びタイバーの保管状況</li> <li>・その他</li> </ul> |          |         |          |            | 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。 | 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。 |

考 査 項 目 一 覧 表

別紙－ 3 ⑧

(検査職員)

| 考査項目                   | 工種   | a  | a'       | b       | b'       | c          | d  | e                                       |
|------------------------|------|--|----------|---------|----------|------------|--|---|
|                        |      | 優れている  | bより優れている | やや優れている | cより優れている | 他の評価に該当しない | やや不適切である                                     | 不適切である                                  |
| 3. 出来形及び出来ばえ<br>II. 品質 | 法面工事 | 土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた測定基準に基づく品質の試験結果状況及びそのばらつきの状況並びに品質管理に関する施工等の状況<br><br><b>【共通】</b><br>・ 施工基面の仕上げの状況（法砕工、コンクリート又はモルタル吹付工関係）<br>・ 施工に関する品質に害となる施工面の浮き石やゴミ等の除去の状況<br>・ 盛土の施工における締固めの状況<br>・ 雨水による崩壊が起こらないような排水対策の状況<br>・ その他<br><br><b>【種子吹付工、客土吹付工、植生（厚層）基材吹付工関係】</b><br>・ 土壌試験の結果による施工への反映状況<br>・ ネットなどの境界の隙間の有無<br>・ ネットなどの施工状況<br>・ 吹付け厚さの状況<br>・ 使用する材料の種類、品質、配合等の状況<br>・ 施工時期の状況<br>・ その他<br><br><b>【コンクリート又はモルタル吹付工関係】</b><br>・ 使用する材料の種類、品質、配合等の状況<br>・ 金網等の重ね幅の状況<br>・ 金網の施工状況<br>・ 吸水性の吹付け面における吸水等の施工状況<br>・ 吹付け厚さの状況<br>・ 吹付け厚さに応じた2層以上の分割した施工の状況<br>・ 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体の状況<br>・ 不良箇所が生じないような跳ね返り材料の処理の状況<br>・ 法肩の吹付けにおける施工の状況<br>・ その他<br><br><b>【現場打法砕工関係（プレキャスト法砕工含む）】</b><br>・ 使用する材料の種類、品質、配合等の状況<br>・ アンカーの施工状況（長さ）<br>・ 現場養生の実施状況<br>・ 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体の状況<br>・ 枠内の空隙の有無<br>・ 層間のはく離の有無<br>・ 不良箇所が生じないような跳ね返り材料の処理の状況<br>・ その他 |          |         |          |            | 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。 | 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。 |

考 査 項 目 一 覧 表

別紙－3⑨

(検査職員)

| 考査項目                   | 工種           | a  | a'       | b       | b'       | c          | d  | e                                       |
|------------------------|--------------|--|----------|---------|----------|------------|--|---|
|                        |              | 優れている  | bより優れている | やや優れている | cより優れている | 他の評価に該当しない | やや不適切である                                     | 不適切である                                  |
| 3. 出来形及び出来ばえ<br>II. 品質 | 基礎工事及び地盤改良工事 | <p>土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた測定基準に基づく品質の試験結果状況及びそのばらつきの状況並びに品質管理に関する施工等の状況</p> <p>【杭関係（コンクリート・鋼管・鋼管井筒、場所打、深礎等）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・杭の損傷及び補修痕の有無</li> <li>・既製杭の打止め管理の方法及び場所打ち杭の施工管理の方法の整備状況、またその記録の整理状況</li> <li>・杭頭処理の状況</li> <li>・水平度、鉛直度等の状況</li> <li>・溶接の品質管理の状況</li> <li>・掘削深さ、掘削土砂等による支持地盤への到達状況</li> <li>・場所打ち杭におけるトレミー管のコンクリート内への挿入状況</li> <li>・掘削深度、排出土砂、孔内水位の変動及び安定液を用いる場合の孔内の安定液濃度並びに比重等の状況</li> <li>・配筋、スペーサーの配置及びコンクリート打設等の状況</li> <li>・ライナープレートの組立における偏心と歪みに配慮した施工の状況</li> <li>・裏込材注入の圧力などの施工記録の状況</li> <li>・強度確認、セメントミルクの比重管理などの品質に係わる事項の管理資料の整理状況</li> <li>・その他</li> </ul> <p>【地盤改良関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・改良材のバッチ管理記録の整理状況</li> <li>・セメントミルクの比重、スラリー噴出量、強度等の管理資料の整理状況</li> <li>・土質試験の事前の実施及び改良材の選定、必要添加量の設定等の状況</li> <li>・施工箇所の改良状況及び十分な強度、支持力の確保の状況</li> <li>・その他</li> </ul> |          |         |          |            | 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。 | 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。 |

考 査 項 目 一 覧 表

別紙－ 3 ⑩

(検査職員)

| 考査項目                   | 工種                      | a   | a´       | b       | b´       | c          | d  | e                                       |
|------------------------|-------------------------|---|----------|---------|----------|------------|--|---|
|                        |                         | 優れている   | bより優れている | やや優れている | cより優れている | 他の評価に該当しない | やや不適切である                                     | 不適切である                                  |
| 3. 出来形及び出来ばえ<br>II. 品質 | コンクリート橋上部工事 (PC及びRCを対象) | 土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた測定基準に基づく品質の試験結果状況及びそのばらつきの状況並びに品質管理に関する施工等の状況<br><br>・コンクリートの配合試験及び試験練りの状況とコンクリートの品質（強度・W/C・最大骨材粒径・塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等）の状況<br>・コンクリート受け入れ時の試験の実施状況と温度、スランプ、空気量等の測定結果の状況<br>・圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体の状況<br>・施工条件及び気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ及び締固め方法の状況（寒中及び暑中コンクリート等を含む）<br>・コンクリートの圧縮強度の管理状況及び型枠及び支保工の取り外し時における強度の管理状況<br>・鉄筋の品質証明関係書類の整理状況<br>・鉄筋の引張強度及び曲げ強度の試験値の状況<br>・コンクリート打設までの鉄筋の管理状況<br>・圧接作業における作業員の技量確認状況<br>・鉄筋の組立及び加工の状況<br>・コンクリートの養生状況<br>・スペーサーの品質及び個数の状況<br>・プレビーム桁のプレフレクション管理の状況<br>・使用する装置及び機器のキャリブレーションの実施状況<br>・PC鋼材の緊張及びグラウト注入管理値の状況<br>・プレストレスング時のコンクリート圧縮強度の状況<br>・構造物と同様な養生条件におかれた供試体を用いたコンクリート圧縮強度の確認状況<br>・有害なクラックの有無<br>・その他 |          |         |          |            | 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。 | 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。 |
|                        | 工種                      | a   | a´       | b       | b´       | c          | d  | e                                       |
|                        | 塗装工事                    | 優れている   | bより優れている | やや優れている | cより優れている | 他の評価に該当しない | やや不適切である                                     | 不適切である                                  |
|                        |                         | 土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた測定基準に基づく品質の試験結果状況及びそのばらつきの状況並びに品質管理に関する施工等の状況<br><br>・塗装作業における塗布面の乾燥状況<br>・ケレンの実施状況<br>・天候状況の確認、気温及び湿度の測定状況<br>・塗料の使用前の攪拌及び容器の塗料の均一な状態での使用状況<br>・鋼材表面及び被塗装面の汚れ、油類等の除去の状況<br>・塗料の空缶管理について写真等の整理状況<br>・塗り残し、ながれ、しわ等の有無の状況<br>・溶接部、ボルトの接合部分、構造の複雑な部分における塗膜厚の状況<br>・塗料の品質管理状況（出荷証明書、塗料成績表により、製造年月日、ロット番号、色彩、数量等）<br>・その他  |          |         |          |            | 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。 | 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。 |

考 査 項 目 一 覧 表

別紙－3⑩

(検査職員)

| 考查項目                   | 工種   | a   | a'       | b       | b'       | c          | d  | e                                       |
|------------------------|------|---|----------|---------|----------|------------|--|---|
|                        |      | 優れている   | bより優れている | やや優れている | cより優れている | 他の評価に該当しない | やや不適切である                                     | 不適切である                                  |
| 3. 出来形及び出来ばえ<br>II. 品質 | 植栽工事 | 土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた測定基準に基づく品質の試験結果状況及びそのばらつきの状況並びに品質管理に関する施工等の状況<br><br><ul style="list-style-type: none"> <li>・ 活着が促されるような管理の状況</li> <li>・ 樹木などに損傷、はちくずれ等が無いような保護養生の状況</li> <li>・ 樹木等の生育に害のある害虫等の有無の状況</li> <li>・ 施工完了後の余剰枝の剪定、整形その他必要な手入れの状況</li> <li>・ 直接樹木の根に触れないような肥料の施肥状況</li> <li>・ 植生する樹木に応じた余裕のある植穴の掘削状況及び植穴底部の施工状況</li> <li>・ ぐらつきがないような添木の設置状況</li> <li>・ 視認しやすい場所への樹名板の据付け状況</li> <li>・ その他</li> </ul> |          |         |          |            | 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。 | 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。 |

考 査 項 目 一 覧 表

別紙－3⑫

(検査職員)

| 考查項目                   | 工種                     | a  | a'       | b       | b'       | c  | d  | e                                       |
|------------------------|------------------------|--|----------|---------|----------|--|--|---|
|                        |                        | 優れている  | bより優れている | やや優れている | cより優れている | 他の評価に該当しない                                   | やや不適切である                                     | 不適切である                                  |
| 3. 出来形及び出来ばえ<br>II. 品質 | 防護柵（網）<br>・標識・区画線等設置工事 | 土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた測定基準に基づく品質の試験結果状況及びそのばらつきの状況並びに品質管理に関する施工等の状況<br><br>・防護柵設置要綱、視線誘導標設置基準、道路標識ハンドブック等の規定の履行状況<br>・防護柵等の床掘りの仕上がり面の施工状況<br>・防護柵等の基礎工の施工における無筋及び鉄筋コンクリートの規定の履行状況<br>・防護柵等の支柱の施工における、既設舗装面へ影響がないような施工の状況<br>・基礎設置箇所の地盤の地耐力の把握の状況と施工の状況<br>・防護柵の支柱の根入長の状況<br>・ガードケーブルを支柱に取付ける場合の張力の管理状況<br>・ガードケーブルの端末支柱を土中に設置する場合の打設したコンクリートの強度の状況<br>・ペイント式（常温式）区画線に使用するシンナーの使用量の状況<br>・区画線の厚さの状況<br>・区画線施工後の昼間及び夜間の視認性の状況<br>・区画線の施工にあたり、設置部分の水分、泥、砂じん及びほこり等の除去の状況<br>・区画線を消去の場合の路面への影響に対する施工の状況<br>・プライマーの施工における、路面への塗布の状況<br>・区画線の材料の仕様の状況<br>・その他 |          |         |          |  | 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。 | 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。 |
|                        | 工種                     | a  | a'       | b       | b'       | c  | d  | e                                       |
|                        |                        | 優れている  | bより優れている | やや優れている | cより優れている | 他の評価に該当しない                                   | やや不適切である                                     | 不適切である                                  |
|                        | 電線共同溝工事                | 土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた測定基準に基づく品質の試験結果状況及びそのばらつきの状況並びに品質管理に関する施工等の状況<br><br>・指定材料の規格に関する品質証明関係書類の整理の状況<br>・管路の全箇所が導通していることが確認できるような通過試験の実施状況<br>・プラント出荷時、現場到着時、舗設時等におけるアスファルト混合物の温度管理の記録の状況<br>・特殊部の施工基面の仕上げの状況<br>・特殊部等の施工状況<br>・埋戻しの施工状況<br>・舗装の復旧等の状況及び平坦性の状況<br>・管枕及び埋設シートの設置及び土被りの状況<br>・管設置における管の最小曲げ半径の確保の状況<br>・その他   |          |         |          |  | 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。 | 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。 |
|                        | 工種                     | c<br>他の評価に該当しない  |          |         |          |  | d  | e                                       |
|                        |                        |  |          |         |          | やや不適切である                                     | 不適切である                                       |   |
| 維持修繕工事<br>(工事目的物のない工事) |                        |  |          |         |          | 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。 | 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。      |   |

考 査 項 目 一 覧 表

別紙－ 3 ⑬

(検査職員)

| 考査項目                       | 工種     | a  | a´       | b       | b´       | c          | d  | e                                       |
|----------------------------|--------|--|----------|---------|----------|------------|--|---|
|                            |        | 優れている  | bより優れている | やや優れている | cより優れている | 他の評価に該当しない | やや不適切である                                     | 不適切である                                  |
| 3. 出来形及び出来ばえ<br><br>II. 品質 | 機械設備工事 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 材料、部品の品質照合の書類（現物照合）の整理状況</li> <li>・ 設備の機能及び性能の確保及び品質の状況</li> <li>・ 設計図書の仕様を踏まえた詳細設計の実施状況及び承諾図書の提出状況</li> <li>・ 機器の性能及び性能に係わる成績書の整理状況</li> <li>・ 溶接管理基準の品質管理項目に係る品質管理書類の整理状況</li> <li>・ 塗装管理基準の品質管理項目に係る品質管理書類の整理状況</li> <li>・ 操作制御設備について、操作スイッチや表示灯の配置状況及び操作性の状況</li> <li>・ 操作制御設備の安全装置及び保護装置の機能・性能確認試験に係る試験書類の整理状況</li> <li>・ 小配管、電気配線、配管の敷設の状況</li> <li>・ 設備の取扱説明書の工夫の状況</li> <li>・ 完成図書（取扱説明書）における部品等の点検及び交換方法についての整理の状況</li> <li>・ 機器の配置が点検しやすいような工夫の実施状況</li> <li>・ 設備の構造や機器の配置について、交換頻度の高い部品等の交換作業を容易にできるような工夫の実施状況</li> <li>・ 二次コンクリートの配合試験及び試験練りの実施状況及び試験成績表の整理の状況</li> <li>・ バルブ等の平時の状態を示すラベルなどの表示の状況</li> <li>・ 計器類における運転時の適用範囲の表示の状況</li> <li>・ 回転部や高温部等の危険箇所の表示又は防護の状況</li> <li>・ 構造物の劣化の把握の状況及び適切な対策の実施状況</li> <li>・ 現地状況を勘案した施工方法等についての提案等の取組状況</li> <li>・ その他</li> </ul> |          |         |          |            | 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。 | 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。 |
|                            | 工種     | a  | a´       | b       | b´       | c          | d  | e                                       |
|                            |        | 優れている  | bより優れている | やや優れている | cより優れている | 他の評価に該当しない | やや不適切である                                     | 不適切である                                  |
|                            | 電気設備工事 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 製作着手前の品質や性能の確保に係る技術検討の実施状況</li> <li>・ 材料・部品の品質証明書等（現物照合を含む）の整理の状況</li> <li>・ 機器の品質、機能及び性能に係る成績書の整理の状況</li> <li>・ 操作スイッチや表示灯の配置の状況及び操作性の状況</li> <li>・ ケーブル及び配管の接続などの作業の状況及び不具合の有無の状況</li> <li>・ 設備の機能及び性能の状況</li> <li>・ 操作制御関係の機能及び性能の状況、及び必要な安全装置及び保護装置の作動の状況</li> <li>・ 設備の総合性能の状況</li> <li>・ 現場条件によって機器（製品）の機能及び性能が確認できない場合における工場試験などでの確認状況</li> <li>・ 設備全体についての取扱説明書の作成状況</li> <li>・ 完成図書における定期的な点検や交換を要する部品及び箇所の明示の状況</li> <li>・ 設備の構造における点検や消耗品の取替え作業が容易にできるような工夫の状況</li> <li>・ その他</li> </ul>   |          |         |          |            | 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。 | 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。 |

考 査 項 目 一 覧 表

別紙-3⑭

(検査職員)

| 考査項目                   | 工種                 | a   | a'       | b       | b'       | c          | d  | e                                       |
|------------------------|--------------------|---|----------|---------|----------|------------|--|---|
|                        |                    | 優れている   | bより優れている | やや優れている | cより優れている | 他の評価に該当しない | やや不適切である                                     | 不適切である                                  |
| 3. 出来形及び出来ばえ<br>II. 品質 | 通信設備工事<br>・受変電設備工事 | <ul style="list-style-type: none"> <li>設計図書に定められている品質管理の実施状況</li> <li>材料及び構成部品の品質及び形状についての証明書等の整理の状況</li> <li>材料・部品の品質証明書等（現物照合を含む）の整理の状況</li> <li>設備、機器の品質、性能及び性能に係る成績書等の整理の状況</li> <li>ケーブル及び配管の接続などの作業の状況及び不具合の有無の状況</li> <li>設備全体としての運転性能の状況</li> <li>完成図書における設備の機能並びに性能及び操作方法関係資料の整備の状況</li> <li>完成図書における単体品の製造年月日及び製造者が判別できる資料の整備の状況</li> <li>設備全体及び各機器における品質及び性能の工場試験記録の整理の状況</li> <li>設備全体についての取扱説明書の工夫の状況</li> <li>完成図書における定期的な点検や交換を要する部品及び箇所への明示の状況</li> <li>設備の構造における点検や消耗品の取替え作業が容易にできるような工夫の状況</li> <li>その他</li> </ul>  |          |         |          |            | 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。 | 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。 |
|                        | 橋梁補修・補強工事          | <p>土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた測定基準に基づく品質の試験結果状況及びそのばらつきの状況並びに品質管理に関する施工等の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>鋼板接着工のボルト、注入材の品質の状況</li> <li>アンカーボルト孔の削孔長の全数確認状況及び資料の整備の状況</li> <li>アンカーボルト等の樹脂注入の際における樹脂の密入の状況</li> <li>アンカーボルト引き抜き試験の実施及び必要強度の確認の状況</li> <li>ボルトの締付確認の実施状況及び記録の保管の状況</li> <li>ボルトの締付機、測定機器のキャリブレーションの実施状況</li> <li>削孔箇所の清掃の実施状況</li> <li>溶接作業における溶接材料の使用区分の状況</li> <li>溶接施工に係る施工計画書の提出状況</li> <li>塗装作業における塗装面の乾燥状況</li> <li>ケレン及び塗膜厚管理の状況</li> <li>塗装・溶接施工時における天候、気温及び湿度等の条件の記録・整理の状況</li> <li>塗料の空缶管理の状況</li> <li>塗料の品質管理状況（出荷証明書、塗料成績表により、製造年月日・ロット番号・色彩・数量等の確認）</li> <li>鋼材の種別についての品質証明関係書類及び現物との照合の状況</li> <li>鉄筋の組立及び加工の状況</li> <li>床版工の繊維シート付着の品質の状況</li> <li>炭素繊維・鋼材・鉄筋の規格の確認状況</li> <li>落橋防止装置工の鋼製ブラケットの品質の状況</li> <li>モルタルの規格の状況</li> <li>モルタル打設時における必要な供試体の採取及び強度の確認状況</li> <li>既設鉄筋や既設部材の保全による構造全体の品質確保への配慮の状況</li> <li>コンクリート打設時に必要な供試体の採取及び温度、スランプ、空気量等の確認状況</li> <li>電位差測定等による電気腐食効果の確認状況</li> <li>その他</li> </ul> |          |         |          |            | 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。 | 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。 |



考 査 項 目 一 覧 表

別紙－3⑮

(検査職員)

| 考査項目                   | 工種       | a   | a´       | b       | b´       | c          | d  | e                                       |
|------------------------|----------|---|----------|---------|----------|------------|--|---|
|                        |          | 優れている   | bより優れている | やや優れている | cより優れている | 他の評価に該当しない | やや不適切である                                     | 不適切である                                  |
| 3. 出来形及び出来ばえ<br>II. 品質 | 公園施設整備工事 | 土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた測定基準に基づく品質の試験結果状況及びそのばらつきの状況並びに品質管理に関する施工等の状況<br><br>・ 品質管理の実施状況<br>・ 材料、部材の品質及び形状の状況及び証明書の整備の状況<br>・ 遊戯施設等の機能と安全性の状況及び証明書の整備の状況<br>・ 園路等の路盤工に係る現場密度試験の実施状況及び管理状況<br>・ 園路等の表層材料に係る配合報告書による配合規格の状況<br>・ 平板、タイル舗装等の継ぎ目の処理の状況<br>・ 排水勾配の確保の状況<br>・ 植物、公園資材等による修景効果向上についての検討状況及び施工状況<br>・ その他 |          |         |          |            | 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。 | 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。 |
|                        | 補強土壁工事   | 土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた測定基準に基づく品質の試験結果状況及びそのばらつきの状況並びに品質管理に関する施工等の状況<br><br>・ 盛土材料の土質の状況<br>・ プレキャスト製品・材料等の品質に係る資料等の整理の状況<br>・ タイバー、ストリップ等の補強材料の設置位置、延長等の状況<br>・ 盛土の締固めの状況（人力機械別、巻き出し厚・敷均し・転圧作業等）<br>・ 盛土の締固め管理（密度等）の実施状況<br>・ 現場条件に応じた排水対策の状況<br>・ その他  |          |         |          |            | 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。 | 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。 |

考 査 項 目 一 覧 表

別紙－3⑯

(検査職員)

| 考査項目                   | 工種  | a   | a'       | b       | b'       | c  | d                                       | e      |
|------------------------|---|---|----------|---------|----------|--|---|--------|
|                        |   | 優れている   | bより優れている | やや優れている | cより優れている | 他の評価に該当しない                                   | やや不適切である                                | 不適切である |
| 3. 出来形及び出来ばえ<br>II. 品質 | 二次製品構造物工事<br><br>(用排水構造物工、カルバート工、擁壁工、石・ブロック積(張)工)<br><br>※石・ブロック積(張)工については、「護岸・根固・水制工」に係るものを除く。 | 土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた測定基準に基づく品質の試験結果状況及びそのばらつきの状況並びに品質管理に関する施工等の状況<br><br><b>【共通】</b><br>・品質管理の実施状況<br>・材料の品質規定証明書の整備の状況<br>・JIS 規格外品に係る仕様書で規定する規格、品質の状況<br>・基礎地盤の整形、清掃、湧水処理等の実施状況<br>・二次製品の保管、吊込み、据付等の状況及び製品の有害なひび割れ、損傷等の有無<br>・土留め、ウエルポイント等の仮設の施工及び管理状況<br>・その他<br><br><b>【用排水構造物工】</b><br>・位置、方向、高さ、勾配等について前後の施設又は地形にあわせた施工状況<br>・基礎地盤の締固めの状況<br>・呑口、吐口、集水榭等の取り付けコンクリートにおけるクラック等の欠陥の有無<br>・施設の流末処理の状況<br>・不等沈下の発生の有無及び基礎コンクリートの亀裂や継目部からの漏水の有無<br>・製品の継目部の施工状況<br>・継目部の目地モルタルの施工状況<br>・製品周りの埋戻し・盛土の施工に係る巻出し及び転圧の施工状況<br>・その他<br><br><b>【石・ブロック積(張)工、プレキャストカルバート工、プレキャスト擁壁工】</b><br>・胴込コンクリートや裏込材の充填の状況<br>・基礎コンクリート及び天端等の調整コンクリートのクラック等の欠陥の有無<br>・製品の連結又はかみ合わせに係る施工状況<br>・端部における地山とのすり付けの状況<br>・法勾配、裏込材厚等の管理状況<br>・末端部及び曲線部に間隙が生じた場合における施工状況<br>・伸縮目地、水抜き孔等の施工状況<br>・製品周りの埋戻し・盛土の施工に係る巻出し及び転圧の施工状況<br>・その他 |          |         |          | 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。 | 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。 |        |

考 査 項 目 一 覧 表

別紙－3⑰

(検査職員)

| 考査項目                       | 工種            | a   | a´       | b       | b´       | c          | d  | e                                       |
|----------------------------|---------------|---|----------|---------|----------|------------|--|---|
|                            |               | 優れている   | bより優れている | やや優れている | cより優れている | 他の評価に該当しない | やや不適切である                                     | 不適切である                                  |
| 3. 出来形及び出来ばえ<br><br>II. 品質 | 下水道工事         | 土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた測定基準に基づく品質の試験結果状況及びそのばらつきの状況並びに品質管理に関する施工等の状況<br><br>・品質管理の実施状況<br>・材料の品質規格証明書の整備の状況<br>・仮設（土留め）の実施及び管理状況、また周辺地盤の沈下の有無<br>・掘削時における土質の変化、湧水及び地下埋設物等への対処の状況<br>・管渠（開削、推進、シールド）工における出来形管理の状況<br>・管路における屈曲や沈下、及び継目からの漏水の有無<br>・管渠に影響を与えるクラックや変形の有無<br>・管路の勾配の状況<br>・管渠止における止水滑材や接着剤等のはみ出し等の有無<br>・管渠継手部及びマンホール連結部の目地仕上げの状況<br>・推進管の裏込め材料の充填の状況<br>・立坑周辺及び覆工板の管理状況、また施工中及び交通開放時の影響の有無<br>・マンホールにおける出来形管理の状況及び連結部における止水シール・止水ゴムの使用の状況<br>・マンホールの各部材におけるクラック等や漏水の有無<br>・マンホールの足掛金物や鉄蓋の設置の状況<br>・インバートの形状、勾配等の状況及び漏水の有無<br>・インバートの表面仕上げの状況<br>・埋戻しにおける締固めの状況及び工事終了後の沈下の有無<br>・舗装復旧の施工状況及び仕上げの状況<br>・縁石・柵等の道路付属物の復旧の状況<br>・マンホール、管渠、取り付け管等の施設内の清掃の状況<br>・公共汚水柵の天端の周辺地盤及び境界石等周辺の復旧状況<br>・個人の敷地内での工事における事前の調整及び説明状況、及び苦情の有無<br>・公共汚水柵の取付管の設置及び復旧状況<br>・その他 |          |         |          |            | 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。 | 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。 |
|                            | 工種            | a   | a´       | b       | b´       | c          | d  | e                                       |
|                            | 上記以外の工事又は合併工事 | 土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた測定基準に基づく品質の試験結果状況及びそのばらつきの状況並びに品質管理に関する施工等の状況<br><br>・該当工種の評価対象項目を設定し評価を行う。ただし、評価対象項目は最大8項目とする。   |          |         |          |            | 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。 | 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。 |

考 査 項 目 一 覧 表

別紙－3⑩

(検査職員)

| 考 査 項 目                 | 工 種                              | a  | b       | c          | d     |
|-------------------------|----------------------------------|--|---------|------------|-------|
|                         |                                  | 優れている  | やや優れている | 他の評価に該当しない | 劣っている |
| 3. 出来形及び出来ばえ<br>Ⅲ. 出来ばえ | コンクリート構造物工事<br>砂防構造物工事<br>トンネル工事 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・コンクリート構造物の表面状態</li> <li>・コンクリート構造物の通りの状況</li> <li>・天端仕上げ、端部仕上げの状況</li> <li>・クラックの状況</li> <li>・漏水の状況</li> <li>・全体的な美観</li> </ul>  |         |            |       |
|                         | 土工事<br>(盛土・築堤工事等)                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・仕上げの状況</li> <li>・通りの状況</li> <li>・天端及び端部の仕上げの状況</li> <li>・構造物へのすりつけ等の状況</li> <li>・全体的な美観</li> </ul>   |         |            |       |
|                         | 切土工事                             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・規定された勾配の確保の状況</li> <li>・切土法面の施工に当たり法面の浮き石の除去等施工の状況</li> <li>・法面勾配の変化部における干渉部の設置等施工の状況</li> <li>・滞水などによる施工面の損傷が発生しないような処理の状況</li> <li>・関係構造物等との取り合いの施工の状況</li> <li>・全体的な美観</li> </ul> |         |            |       |
|                         | 護岸・根固・水制工事                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・通りの状況</li> <li>・材料のかみ合わせの状況及びクラックの有無</li> <li>・天端及び端部の仕上げの状況</li> <li>・既設構造物とのすりつけの状況</li> <li>・全体的な美観</li> </ul>  |         |            |       |
|                         | 鋼橋工事                             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・表面の補修箇所の有無</li> <li>・部材表面の傷及び錆の有無</li> <li>・溶接の均一性</li> <li>・塗装の均一性</li> <li>・全体的な美観</li> </ul>  |         |            |       |
|                         | 地すべり防止工事                         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地山との取り合いの状況</li> <li>・天端、端部の仕上げの状況</li> <li>・不可視部分の状況</li> <li>・全体的な美観</li> </ul>  |         |            |       |
|                         | 舗装工事                             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・舗装の平坦性</li> <li>・構造物の通りの状況</li> <li>・端部処理の状況</li> <li>・構造物へのすりつけ等の状況</li> <li>・雨水処理の状況</li> <li>・全体的な美観</li> </ul>   |         |            |       |
|                         | 法面工事                             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・通りの状況</li> <li>・植生、吹付等の状態</li> <li>・端部処理の状況</li> <li>・全体的な美観</li> </ul>  |         |            |       |
|                         | 基礎工事<br>(地盤改良等を含む)               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・土工関係の仕上げの状況</li> <li>・通りの状況</li> <li>・端部及び天端仕上げの状況</li> <li>・不可視部分の状況</li> </ul>   |         |            |       |

考 査 項 目 一 覧 表

別紙－3⑱

(検査職員)

| 考 査 項 目                 | 工 種               | a   | b       | c          | d     |
|-------------------------|-------------------|---|---------|------------|-------|
|                         |                   | 優れている   | やや優れている | 他の評価に該当しない | 劣っている |
| 3. 出来形及び出来ばえ<br>Ⅲ. 出来ばえ | コンクリート橋上部工事       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・コンクリート構造物の表面状態</li> <li>・コンクリート構造物の通りの状況</li> <li>・天端及び端部の仕上げの状況</li> <li>・支承部の仕上げの状況</li> <li>・クラックの有無</li> <li>・全体的な美観</li> </ul> |         |            |       |
|                         | 塗装工事<br>(工場塗装を除く) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・塗装の均一性</li> <li>・細部の施工状況</li> <li>・補修箇所の有無</li> <li>・ケレンの施工状況</li> <li>・全体的な美観</li> </ul>   |         |            |       |
|                         | 植栽工事              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・樹木の活着状況</li> <li>・支柱の取り付け状況 (細部状況)</li> <li>・支柱の取り付け状況 (安定状況)</li> <li>・全体的な美観</li> </ul>   |         |            |       |
|                         | 防護柵 (網) 工事        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・通りの状況</li> <li>・端部処理の状況</li> <li>・部材表面の傷及び錆の有無</li> <li>・既設構造物等とのすりつけ状況</li> <li>・細部の施工に係る配慮の状況</li> <li>・全体的な美観</li> </ul>         |         |            |       |
|                         | 標識工事              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・設置位置の配慮の状況</li> <li>・標識の向き並びに角度及び支柱の通りの状況</li> <li>・標識板の支柱の変色の有無</li> <li>・支柱基礎の埋戻しの状況</li> <li>・全体的な美観</li> </ul>                  |         |            |       |
|                         | 区画線工事             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・塗料の均一性</li> <li>・視認性</li> <li>・接着状態の状況</li> <li>・施工前の清掃の状況</li> <li>・全体的な美観</li> </ul>  |         |            |       |
|                         | 電線共同溝工事           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・歩道及び車道の舗装 (仮復旧舗装含む) の勾配の状況及び有害な段差の有無や平坦性の状況</li> <li>・蓋のがたつきや不要な隙間の有無</li> <li>・不可視部分の状況</li> <li>・全体的な美観</li> </ul>                |         |            |       |
|                         | 維持修繕工事            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・小構造物等への配慮</li> <li>・細部の施工に係る配慮の状況</li> <li>・既設構造物とのすりつけの状況</li> <li>・全体的な美観</li> </ul>  |         |            |       |
|                         | 草刈・造園工事           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・仕上げの状況</li> <li>・端部処理の状況</li> <li>・施工後の清掃の状況</li> <li>・細部の施工に係る配慮の状況</li> <li>・全体的な美観</li> </ul>                                    |         |            |       |

考 査 項 目 一 覧 表

別紙－ 3 ㊹

(検査職員)

| 考 査 項 目                         | 工 種               | a  | b       | c          | d     |
|---------------------------------|-------------------|--|---------|------------|-------|
|                                 |                   | 優れている  | やや優れている | 他の評価に該当しない | 劣っている |
| 3. 出来形及び<br>出来ばえ<br><br>Ⅲ. 出来ばえ | 機械設備工事            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・主設備、関連設備及び操作制御設備の全体的な統制及び運転操作性の状況</li> <li>・細部の施工に係る配慮の状況</li> <li>・土木構造物、既設設備等とのすりつけの状況</li> <li>・溶接、塗装、組立等における細部に渡る配慮の状況</li> <li>・全体的な美観</li> </ul>   |         |            |       |
|                                 | 電気設備工事<br>照明設備工事  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・細部の施工に係る配慮の状況</li> <li>・公共物としての安全性の確保、環境及び維持管理等への配慮の状況</li> <li>・動作状態における電氣的及び機械的な異常の有無及び総合的な機能及び運用性の状況</li> <li>・ケーブル等の接続方法及び収納状況</li> <li>・操作、保守点検等における配慮の状況</li> <li>・全体的な美観</li> </ul>                                       |         |            |       |
|                                 | 通信設備工事<br>受変電設備工事 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・主設備、関連設備等における細部の施工に係る配慮の状況</li> <li>・公共物としての安全性の確保、環境及び維持管理等への配慮の状況</li> <li>・動作状態における電氣的及び機械的な異常の有無及び総合的な機能及び運用性の状況</li> <li>・当該設備及び関連設備の全体的な協調及び統制の状況及び総合的な性能向上への配慮の状況</li> <li>・操作、保守点検等における配慮の状況</li> <li>・全体的な美観</li> </ul> |         |            |       |
|                                 | 橋梁補修・補強工事         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・小構造物等への配慮</li> <li>・細部の施工に係る配慮の状況</li> <li>・既設構造物とのすりつけの状況</li> <li>・塗装の均一性</li> <li>・ケレンの施工状況</li> <li>・溶接の均一性</li> <li>・全体的な美観</li> </ul>  |         |            |       |
|                                 | 公園施設整備工事          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設構造物の肌、通り、収まり等仕上げの状況</li> <li>・園路等の舗装の平坦性</li> <li>・遊具等の作動の状況</li> <li>・維持管理等の配慮の状況</li> <li>・全体的な美観</li> </ul>   |         |            |       |
|                                 | 補強土壁工事            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・壁面材の割れ・カケ等の破損の有無</li> <li>・基礎上面の平坦性</li> <li>・天端及び端部の仕上げの状況</li> <li>・壁面材の目違い、段差の有無及び構造物の通りの状況</li> <li>・全体的な美観</li> </ul>   |         |            |       |

考 査 項 目 一 覧 表

別紙－3②

(検査職員)

| 考 査 項 目                     | 工 種               | a   | b       | c          | d     |
|-----------------------------|-------------------|---|---------|------------|-------|
|                             |                   | 優れている   | やや優れている | 他の評価に該当しない | 劣っている |
| 3. 出来形及び出来ばえ<br><br>Ⅲ. 出来ばえ | 二次製品構造物工事         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 構造物の通りの状況</li> <li>・ 材料の連結、かみ合わせの状況</li> <li>・ 天端及び端部の仕上げの状況</li> <li>・ 製品に有害なひび割れや欠損等の有無</li> <li>・ 漏水の有無</li> <li>・ 土工の仕上げの状況</li> <li>・ 全体的な美観</li> </ul> |         |            |       |
|                             | 下水道工事             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 仕上げの状況</li> <li>・ 通りの状況</li> <li>・ 附属構造物の肌の状況。</li> <li>・ 附属構造物の通りの状況</li> <li>・ 既設構造物とのすりつけの状況</li> <li>・ 埋戻し及び路面復旧の状況</li> </ul>                           |         |            |       |
|                             | 上記以外の工事又は<br>合併工事 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 該当工種の評価対象項目を設定し評価を行う。ただし、評価対象項目は最大5項目とする。</li> </ul>   |         |            |       |